

近世後期本庄宿における本陣利用者獲得と休泊由緒

—『田村本陣休泊控帳』を素材として—

秋山 寛行

## はじめに

大名家は公用通行を行う際にその休息・宿泊に本陣を利用した。各宿場の設けられた本陣はその際の対応に常に迫られた。

本陣の利用者は参勤交代を行う大名家が中心であり、多くの研究蓄積がある<sup>(1)</sup>。本稿との関連からは忠田敏男氏、久住祐一郎氏によつて大名家の本陣での宿割や宿泊時の詳細などが明らかにされている<sup>(2)</sup>。

本陣の研究史は大島延次郎氏によつて本陣の機能が明らかにされている。また丸山雍成氏は中山道蕨宿の記録から本陣の機能だけではなく助郷などの周辺村落、渡船場や宿場内の商業や文化などについても明らかにしている<sup>(3)</sup>。

そのような中で池田真由美氏は本陣の利用における事前準備から宿泊にいたるまでの一連の流れを検討した。これによつて大名家の宿泊の流れなど本陣の日常での業務が明らかとなつた。また渡辺和敏氏は従来の研究に加え、東海道一川宿本陣馬場家の経営の側面についても明らかにしている<sup>(4)</sup>。

近年では本陣を営む家と経営の関係性についての検討や、宿場内で大規模経営を行う商家が宿場運営におおきく関わることなどが明らかになつてきている<sup>(5)</sup>。

以上のような研究状況の中で本稿では本陣が大名家の休泊について書き記した「休泊控帳」を用いる。「休泊控帳」を用いた研究としては本陣での休泊の手続きや献上品・下賜金のやりとりなどが分析されている<sup>(6)</sup>。

また近年、宮川充史氏が「休泊帳」を用いて本陣の経営基盤を分析し、どのように本陣が維持されてきたのかを明らかにした<sup>(7)</sup>。これまでの「休泊帳」を用いた数量分析研究にとどまらず、本陣家の経営と宿場の維持について分析している。

そこで本稿ではこれらの研究に学びながら「休泊控帳」を用いて本陣の休泊利用をめぐる本陣と大名家のやりとりを分析する。そこでは特に近世後期から幕末期に本陣がどのように休泊利用者を獲得していたのか、その過程を踏まえて明らかにしたい。その際に本陣同士の関係性に留意しながら分析を行いたい。

## 一 中山道本庄宿と「田村本陣休泊控帳」の概要

本庄宿は中山道江戸から十番目の宿場である。天正十八年（一五九〇）、徳川家康が関東に入国すると本庄には小笠原信嶺が一万石で配置され、城下町の開発が始まった<sup>(8)</sup>。慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦い後、本格的に街道整備が行われるようになると小笠原信之の時代に新たに中山道沿いに街並みが造られた。その後、慶長十七年（一六一二）六月、信之が本庄から下総国古河に移封となり、寛永十年（一六三三）には横田氏・三上氏・西尾氏・日下氏の旗本四給支配を経て、元禄六年（一六九三）、幕領となり、幕末まで代官支配が続いた。

宿場の規模は天保十四年（一八四三）の「中山道宿村大概帳」では宿

内家数一二二軒、人別四五五四人である。また本陣二軒・脇本陣一軒・旅籠屋は七十軒と人口規模において当時、中山道最大の宿場であった。

本陣の田村家（北本陣）は小笠原氏の中山道整備にともなって移転してきた「花ノ木十八軒」の一家であった。寛永十一年（一六三四）、加賀前田家が上野国川井河岸に設けてあった本陣を移したのが始まりであると伝わる（同十四年説もある）。その後、寛永十四年（一六三七）に本庄宿が人馬繼立場に指定されると、本格的に本陣経営を行うようになった。当主は代々作兵衛を名乗り、寛政期以降は左惣治（次）を襲名している<sup>⑨</sup>。

本稿で用いる「田村本陣休泊控帳」（以下、「休泊控帳」と略記）は田村本陣が寛永十九年（一六四二）から文久三年（一八六三）までの二二三年間を記録したものである<sup>⑩</sup>。史料は横長で表紙に「諸御大名様御休泊帳」などの表題、裏表紙には「本陣 田村左惣治」など本陣当主の名が記載されている。主になる記主は本陣当主であると思われるが、先行研究でも筆跡や記述の不統一性から本陣当主以外にも関係者が記入したとの指摘がある<sup>⑪</sup>。そのためか、内容も近世後期になるにしたがつて詳細に記録される傾向にある。また記述内容は休泊日・大名の名前・人数・献上品・下賜金・食事内容・料理人や番所の有無・使用した道具や馬の餉代など多岐にわたり、本陣を利用した大名や幕府役人などの様子がわかる。

田村家の他にもう一つの本陣が内田家（南本陣）である。内田家は元禄五年（一六九二）以降、名主役を勤めていたが、宝曆元年（一七五二）の「宝曆の悶着」という騒動で退役し、以降は脇本陣のみを勤めたという。寛政四年（一七九二）に脇本陣に昇格し、田村家とともに本陣を勤めた。当主は代々、七左衛門を名乗っている。同家に「休泊控

帳」は伝わらないが、「休泊控帳」から大名ごとに分類分けし、年代順にまとめなおしたものと考えられる「諸家様御休泊早引帳」が伝存している<sup>⑫</sup>。

## 二 本陣による利用者獲得活動の展開

### （一）利用者獲得の動き

大名が参勤交代をする街道は幕府によって定められていた。だがその際にどの宿場で休息を取り、どの宿場で宿泊するかは大名家次第であった。そのため、いかに本陣を利用してもらうかが宿場にとつて重要なことであった。大名家では「定宿」として決まつた本陣を利用するることもあつた一方で、そうではない大名家もあり、本陣はなるべく多くの大名家に利用してもらえるよう直接交渉する働きかけを行う必要があつた。

すでに長谷川勇氏が休泊の例を「御由緒」として本陣当主が江戸藩邸や周辺の大名の宿泊する宿場へ出向くことなどを簡略に指摘している<sup>⑬</sup>。本項ではその指摘に学びながら、時系列の順を追つて分析をしたい。まづ近世前期の事例で確認しよう<sup>⑭</sup>。

### 【史料一】

丑五月十七日

一毛利飛騨守様深谷御泊ニ而御国元ヘ御通、御目見ヘ罷出、御家老様

ヘ御目見ヘ仕候、先達而御用人江村平之丞様御頼書御目ニ掛候ヘ共、段々御尋ニ付、則拙者儀者古 日向守様御宿申上候ヘ者、御手帳ニ御記御持參被成候、江村様御意被成候者、重而御通り被成候ハハ御宿御無心可申旨被仰置候

この史料を見ると、元禄九年（一六九六）、大名が本陣を利用した際

に家老に面会したところ、先日の御用人に渡した書類について質問があつた。そこでかつて毛利日向守が休息した際に今後の宿泊を願い出したこと、そのことを記録した書類を持参したことなどを伝えた様子が見て取れる。このように本陣側から大名家へ宿泊の働きかけが、かつての利用を根拠に行われたのである。また大名家のもとに直接休泊伺に赴く例もある<sup>16</sup>。

#### 【史料二】

○卯四月十九日御屋敷江罷出候

一松平越中守様木曾路御通行之由承、江戸藩邸へ行け、直接宿泊の願上、尤先年より古帳持參御目懸候帳面ニ御印、木曾路御通候ハハ不相替御宿可被仰付御申渡被成候

この史料では元禄十二年（一六九九）江戸藩邸へ行き、直接宿泊の願いを行つたこと、「古帳」を持参し確認をしてもらい、帳面に印をもらひ中山道通行の際は宿泊するとの旨を承つてゐる。ここでいう「古帳」とは元禄十二年以前の「休泊控帳」もしくは大名家の宿泊を書き抜いた帳簿であると考えられる。大名の休泊記録の帳簿がこのような場面で実際に活用されたことがわかる。

さらに大名家は田村本陣だけを利用したのではないことが次の事例から読み取れる<sup>17</sup>。

#### 【史料三】

元禄十一年寅七月

一立花主膳様七左衛門所御宿被仰付候ニ付、先年拙者御宿仕候御宿帳等持參仕、御宿割求馬様へ御目掛候処、尤ニ候へ共、此度者七左衛門方、又々三ヶ年過候へ者此海道、旦那旅行被致候ニ付、其節其元方へ可申付由御申被成候

これを見ると田村家ではなく内田家に宿泊先を指定していることがわかる。このように本陣はこの時田村家のみであつたが、大名家によつては当時、脇本陣の内田家を指定することもあり、特に元禄期頃から利用される。ここでは大名家に対し、本陣側は宿泊の願い出を行つてゐる<sup>18</sup>。

認される。手順としては以前の宿泊記録である「御手帳」・「古帳」などを持參し、

大名家への直接交渉を行つており、その宿泊先は必ずしも本陣だけではなかつたことが指摘できる。

このように本陣は積極的な休泊者の獲得活動を展開していたことが見て取れるだろう。

#### （二）利用者獲得をめぐる田村・内田家の動向

ここでは近世後期から幕末期の「休泊控帳」を素材とし、本陣利用者獲得活動の具体的な内容を分析したい。その際に田村・内田家の関係性や動きに留意したい。

ここではまず本陣を勤める家は、どのように大名家と接触するのかを見てみよう。それがわかるのが次の史料である<sup>19</sup>。

#### 【史料四】

二万石越後守板 桶川、本庄 七左衛門方

一井伊右京亮様 御泊

右者此度初而之御入国ニ付、江戸御屋敷江罷出、延宝四年御昼休被為仰付候御由緒を以奉願上候所、七左衛門方らも段々再応願出候由ニ而隔番ニ被為仰付候、當日七左衛門当候、御機嫌窺ニ罷出獻上玉子壺鉢御披露之上金百疋御目録被下置、難有頂戴仕候、御懸リ御道

中方前沢彦八様ニ御座候

この史料を見ると文政六年（一八二三）七月五日、与板藩井伊家に対し、本陣側が江戸藩邸へ赴いていることがわかる。ここでは延宝四年（一六七六）に田村本陣を利用したという「由緒」を提出している。一方内田本陣からも「由緒」が出されており、今回は内田本陣が宿泊先とされたようである。だが両者とも「由緒」を主張したため、隔年での利用が決定した。<sup>20)</sup>その後、宿泊当日には田村本陣が内田本陣まで御機嫌窺（伺）に行き、卵を献上している。それに対して井伊家からは金百疋が下されている。

次の史料では大名家が内田家を利用した際の田村家の動向がわかる。<sup>21)</sup>

【史料五】

五万石越前西鰐江 御参府

一間部下総守様 御通行

右者倉賀野、熊谷御泊ニ付倉賀野宿迄御機嫌伺御休願ニ罷出候処、

先年より外本陣内田七左衛門方江御宿被為仰付候ニ付此度も同人方江御休被為仰付候由被仰聞候ニ付、重而之儀者隔番ニ被仰付被下置候様奉願上候処、御聞済被成下難有仕合奉存候

この史料では倉賀野宿まで御機嫌伺に赴き、重ねての隔番（隔年）での本陣利用を願い出ていることが読み取れる。

ほかにも前後の宿や大名家が利用している遠方の宿場でも御機嫌伺を行っている。<sup>22)</sup>また次の史料を見てみよう。<sup>23)</sup>

【史料六】

上州七日市 七左衛門方

一前田大和守様 御泊

右者兩三年已前より七左衛門方ニ而度々江戸御屋敷江籠出、先年御休

泊有之候御由緒を以、種々御願立等いたし殊ニ宜敷手続有之彼是取扱候ニ付、手前方らも段々御由緒之厚趣を申上候得共、至極尤ニハ候へとも先年者七左衛門方江度々被致止宿候事も有之候間、双方隔番ニ被為仰付候旨毛呂善右衛門様る去ル辰年中被仰渡候、右ニ付此度之御先触ハ七左衛門名前ニ而被仰出候、当七月三日御宿割藁藤窓輔様江段々始末御願奉申上候所、先年毛呂氏る被仰渡候通、隔番之積ニ候へ者其趣ニ承知可有之旨被仰聞候ニ付此後、御通行之節者私方江御休泊御用向被仰付被下置候様御願奉申上候、尚又御当日御機嫌窓ニ罷出、御目付諸事道中掛り高橋甚右衛門様江前同様御願申上候所、是又隔番之積ニ被仰渡候

御家老 海野三左衛門様

御用人 保坂伊織様

井上新衛様

御目付道中掛り

高橋甚右衛門様

これを見ると休泊者が内田本陣を利用しているときに田村本陣側が御機嫌伺に赴いていることがわかる。田村本陣を利用しなかつた大名家等に対し、この史料でも今後の利用、もしくは内田本陣との隔年利用を願い出ている。このように近世後期においても大名が自らの本陣を利用しなかつた際に活発な勧誘活動を行っていることがわかる。

しかし、両本陣は勧誘活動で互いに競り合つてばかりいたかというとそうではないことも次の史料からわかるだろう。<sup>24)</sup>

【史料七】

一井伊掃部頭様 七左衛門方頬宿

御娘様御泊

(中略)

右者同日御支配様御泊ニ付、年番市郎左衛門殿より是非々御代官様  
御宿いたし吳候様、達而被相頼候ニ付、無拠引受申候、右ニ付信州  
和田宿御泊迄御注進書差上、漸御聞済ニ相成候儀ニ御座候

乍恐以書付御願奉申上候

今般

御姫君様木曾路御通輿被為遊候ニ付當廿一日私方江御泊被為仰付  
難有御受奉申上候、然ル所當廿一日之儀ハ御支配御代官川上金吾様、  
此度御朱印御渡為御用御越、当宿御泊被為仰付候趣、今十五日御  
触到来仕候ニ付、御差合ニ相成驚人、誠奉恐入候、往古る

御朱印御渡之節ハ私方ニ而御宿相勤來候先例ニ御座候ニ付、誠ニ以  
奉恐入候御願ニハ御座候得共、同御本陣内田七左衛門方江御案内奉  
申上度、同人方ニ而少も無御差支御宿相勤候間、御聞済被成下候様  
偏ニ奉願上候、依之不取敢御注進奉申上候、此段被為訛聞召、格別  
之御隣惑を以願之通御聞済被成下置候ハハ先例も相立、誠ニ難有仕  
合奉存候以上

中山道本庄宿

作兵衛改名

御本陣

田村左惣次

御本陣

内田七左衛門

彦根様

御役割御役人中様

右願書奉差上候所、御聞済ニ相成、御返書被下置候、依而内田七左衛門  
方ニ而少も無御差支御宿相勤申候

この史料を見ると、支配所代官の川上金吾が検見や寺院への御朱印を  
渡す御用で通行するため、年番の市郎左衛門がぜひ宿泊してほしいと、  
宿泊の準備を田村家に頼んだようである。田村家は本意ではなかつたよ

うであるが、これを受け川上が宿泊する和田宿までお願いに伺い、宿泊  
してもらうことがかなつた。一方で宿泊予定となつていた井伊家に対し  
ては左惣次・七左衛門の連名で内田本陣の利用へと切り替えてもらえる  
かを頼んでいる。そこでは「往古る御朱印御渡之節」は田村本陣を利用  
することが「先例」となつていていためと説明している。このように田村  
本陣・内田本陣両者で宿場での差合（重複利用）を避ける狙いがあつた。  
大名家より支配代官の宿泊が優先される事例で、実際に本陣家がその差  
配にあたつたといえよう。

他にも火事による被害で内田本陣が利用できなかつた際にその代わり  
に田村本陣が利用者を受け入れたり、一方で田村本陣が雨漏りになつた  
<sup>〔26〕</sup>には内田本陣がその利用者を受け入れている。また田村家で不幸が  
あつた際には大名の宿泊を内田家に頼んでいる。<sup>〔27〕</sup>

このように両本陣は互いに顧客勧誘活動などをおこなう場面も見られ  
る一方で、互いに協力する場面も見られる。<sup>〔28〕</sup>田村・内田本陣の対立・協  
力の関係性も本陣当主としての宿場内での権限の維持や影響力の拡大と  
いった側面の一つであろう。また、ときに衝突もしながらも、ともに本  
陣利用者を迎え、円滑な公用通行の実施のために動くという本陣として  
の宿場機能の維持も重要なとらえていたと考えられる。

### 三 利用者獲得活動と休泊由緒の使用

御聞済被下置候ハハ冥加至極、難有仕合奉存候以上

本庄宿

御本陣

嘉永六丑年

田村左惣次

堀長門守様御内

御宿割御役人中様

ここでは具体的に「由緒」を用いた利用者獲得の動向について検討する。前章で見たように本陣側は宿泊の経験を「由緒」として示して大名家側と交渉を行つた。その「由緒」が次の史料である。<sup>(29)</sup>

【史料八】

御由緒書覚

弘化三年七月廿日御帰国

一堀長門守様 手前方御泊

弘化四未年九月九日御参府

一堀長門守様 七左衛門方御休

嘉永元申年七月五日

一堀長門守様 七左衛門方御泊

大坂御加番御登之節

嘉永三戌年十一月廿餐三日御帰国

一堀長門守様 七左衛門方御泊

嘉永四亥年五月十八日御参府

一堀長門守様 御通行

嘉永五子年六月十九日御帰国

一堀長門守様 手前方御泊

右者先年右七左衛門方与隔番ニ御休泊被為仰付相勤來候処、前書之

通七左衛門方ニ而勤越しニ相成居候間、何卒格別之御慈悲を以、此度之処私方江御休泊被為仰付被下置候様、偏ニ奉願上候、右願之趣

されると信濃須坂藩堀長門守が近年宿泊した年月日、参府や帰国などの形態、利用した本陣が田村家・内田家のどちらであつたかが列記されている。これを本陣は「由緒」と呼び、大名家に提示した。口約束ではなくこのような根拠を用いることで自らの本陣利用を願い出るといった、いわば勧誘活動の材料にしたのである。大名家によって記録された年が違うため、過去の「休泊控帳」や現存はしないが大名家ごとの休泊記録をまとめたような帳簿から書き抜いて大名ごとに作成したのであろう。

また次の史料も確認したい。<sup>(30)</sup>

【史料九】

明和七年寅四月廿三日御國許江

美作津山江戸鍛冶橋御門ノ内

一松平越後守様 御小休

○ 献上玉子壹鉢・餅菓子武重、拜領金百疋・白銀壹両、壹膳食な

し、御用人中様餅菓子武重

右者桶川御泊、熊谷御休、新町御泊ニ付、熊谷宿迄先年御宿相勤候

御由緒書付左之通指上候ニ付、則念入候旨ニ而御小休被仰付候

百拾五年已前 明暦弐年甲壬四月廿日

一松平越後守様 御泊

百拾二年以前 万治式年亥三月廿五日

一 松平越後守様 御昼休

九十四年以前 延宝五巳六月朔日

一 越後中将様

同年巳九月四日

一 越後中将様御前様 御泊

同九十七式年以前 延宝七未三月十四日

一 越後中将様 御泊御宿帳有

名前不残書上ル

六十七年以前 宝永元申五月十日

一 津山少将様 御泊御宿帳有

名前不残書上ル

六拾壹年以前 宝永七寅五月十九日御国元へ

一 松平越後守様 御泊御宿帳有

名前不残書上ル

五十式年以前 享保四戌四月廿四日御国許江

一 津山少将様 御泊御宿帳有

名前不残書上ル

廿三年以前 延享五辰四月十八日

一 松平越後守様 御昼休

式十壹年以前 寛延式年午四月廿九日

一 松平越後守様 御通

町鼻迄為御馳走罷出候、右之通相認、奥書ニ御小休願文言ニ而宿

継ニ而、熊谷迄上申候

(後略)

この史料では一番古い利用は百十五年前の明暦二年（一六五六）であり、その後も「御泊御宿帳」がある場合はその旨を書き上げている。この「御泊御宿帳」が現存する「休泊控帳」のことを指すのか、現存しない大名ごとにまとめた宿泊帳を指すのかは詳らかではないが、それから抽出して本文書を作成したと考えられる。

先述のように両家がお互いに御機嫌伺を行つてゐるためそれが重なることも稀ではなかつた。その際にはこの「由緒」が重要で大名家もその判断材料にした。このようにして本陣利用の決定を大名家へ願い出たのである。

また休泊決定後においても「由緒」が活用されていることが次の史料からわかる<sup>(31)</sup>。

#### 【史料十】

差上申御請書之事

太守様來寅年御帰國被為遊候ニ付、四月廿三日迄五月四日迄之内当宿  
御泊被為 仰付候御内約御触御拝見、不相替難有仕合奉存候、其節何  
ニ而も御差支無御座候、依之御請印形差上候以上

中山道本庄宿

御本陣

嘉永六寅年八月廿二日

柳河様御内

金子瀧之助様

片桐小助様

外二

先年より御休泊被為 仰付候御由緒書相認、右兩人様宛名ニい

たし差上申候

この史料は嘉永七年（一八五四）五月十一日に筑後柳川藩立花飛驒守が田村家に宿泊する前年の嘉永六年（一八五三）に作成されたものである。これには翌年の宿泊の「御内約」をしたことが書かれ、利用する日程も幅をもつて設定されていることがわかる。またそれ以前の「由緒書」を作成し、藩役人に差し出している。このように「由緒」を示し、前年の段階で翌年の宿泊の予約を取ることができたのである。

## （二）本陣利用大名の獲得過程と休泊由緒の活用

「休泊控帳」の記事中には特に田村本陣をよく利用していた大名家との記述が散見されるが、どのような関係性であったのか。ここでは丹後田辺藩牧野家を事例に田村家・内田家に対する姿勢について取り上げてみたい。天保五年（一八三四）の「休泊控帳」から次の史料を見てみよ<sup>〔32〕</sup>。

### 【史料十一】

天保五年六月廿七日御帰国

丹後田辺

一牧野山城守様 御昼休

○ 献上御断、拝領金百疋

熊谷宿御泊、倉賀野宿御泊

壹膳めし五拾人程、御馬三疋、銅葉用意、御宿割秋保九兵衛

様上下四人前日御越被成候、茶漬出ス、御台所建、御上江湯

壹荷程入

右者往古る手前方御定宿二付、先月中江戸御屋敷様江願書差上置、前日御宿割様御越之節途中迄罷出候所、内田七左衛門儀も途中江罷出、彼是御願奉申上候ニ付、両本陣御見分御座候所、私方御由緒厚候ニ付不相替被仰付、印鑑壹枚御渡被下候

然ル所、猶又熊谷宿御泊江御関札持參いたし、彼是御願申上候故、御当日御賄方田中源兵衛様私方御由緒御取調ニ付、古帳面不殘入御披見 牧野佐渡守様 牧野豊前守様御関札、懸御目候所往古る之御定宿御本陣ニ相違無<sup>之</sup>旨、明白ニ相分リ、勿論内田七左衛門方江も兩度程之御由緒有之候得共、私方差支之節御案内仕候訳も委しく相分リ、依之七左衛門御呼被成、已來之儀ハ左惣次方ニ限り休泊申付候間、左様心得、申争等無之様可仕旨、急度御断被遊候儀ニ御座候この史料を見ると、丹後田辺藩牧野家は田村本陣を「往古る御定宿」にしている。江戸藩邸に休泊利用の願書を提出した際、内田家からも願い出があつたが、両本陣を検分した結果、田村家の方に決定している。その際に牧野家からは「御由緒厚候ニ付不相替」との仰せがあり、印鑑が押された紙を本陣に置いていつたとある。この休泊帳の同頁にはその印鑑の押された紙が挿み込まれている。<sup>〔33〕</sup>印の押された紙を本陣に置くこのやりとりこそが定宿に指定する一連の流れのひとつなのであろう。合わせて同日の内田本陣の記述も確認しておきたい。<sup>〔34〕</sup>

### 【史料十二】

天保五年六月廿七日上り同役方

牧野山城守様田辺御昼休

御賄方御掛り 田中源兵衛様

御宿割 秋保九兵衛様

右御通行ニ付、前広江戸屋敷様へ願書差上、當年ハ手前方江被仰付、已來同役と隔年ニ被仰付度旨、御掛り中川小一郎様へ願書差上候処、至極御聞済、然ル所前日御宿割御出被成候間、御□中江罷出、先年御関札御目ニ掛け候所、両本陣見分之上可申付旨ニ而双方御見分有之所、此度ハ同役方被申付候間、以來ハ取斗方も可有之旨被仰聞、依之、御

当曰御伺申上候所、御掛り田中源兵衛様ら被仰聞候者、先年迄之本陣ハ田村方ニ有之、其元方ハ同家差支之節相頼候間、此段左様心得候様被仰聞、當方手控二者左様

内田家側では本陣にある関札を示し、宿泊の根拠としようとしたようである。しかし検分の結果、田村家を利用することとなつた。その際に内田家は「先年迄之本陣ハ田村方ニ有之、其元方ハ同家差支之節相頼候間、此段左様心得候様」と申し渡された。

この天保五年以降、内田家の記録である「諸家様御休泊早引帳」に田辯藩牧野家の記載はなくなるので、田村家のみの利用へ移行したと思われる。牧野家が田村家を休泊所として多く利用した理由については詳らかではないが、本陣側からの積極的な働きかけや、利用の際の対応等が利用する大名家にとって良いものであつたと推測できる。

以上のように一大名家の事例であるが、本陣利用をめぐる動向を検討してきた。そこでは本陣利用の「由緒」が大名家側にとても重要視されており、休泊する本陣決定に大きな影響を及ぼしたことが指摘できる。

## おわりに

最後に本稿で明らかにした点をまとめておきたい。

本陣による休泊利用者の獲得活動は元禄期より見られ、江戸藩邸や前後の宿場などに赴き御機嫌伺を行つた。その際に休泊記録を持参し、大名家への直接交渉を行つてゐる。

本庄宿では近世後期に田村家と内田家が本陣を勤めた。両家は大名家へ本陣利用を願い出る際、江戸藩邸や前後の宿場などに赴き、御機嫌伺をした。その際に、過去の大名家の休泊記録をまとめた「由緒」を作成

し、提出した。この個別大名家の休泊をまとめた「休泊由緒」は古くは百年以上前にさかのぼる大名家もあり、本陣の顧客獲得に重要な意味を果たした。

休泊利用がかなわなかつた場合にも当曰、御機嫌伺を行い、献上品を渡すなど、本陣を勤める家は細やかな対応を行つた。このような「営業活動」を田村・内田家ともに展開した。両家は時に競争関係になりながらも、互いに協力する面も多々見られた。正常な人馬継立を行い、宿場機能を停滞させないためであろう。

また本陣を利用した大名家の中の事例として丹後田辯藩牧野家を取り上げた。同家は田村家を「往古迄御定宿」とし、内田家よりも「御由緒厚」い本陣として優遇した。その際にも「由緒」が重要であつたことが指摘できる。大名家ごとに本陣への対応に差があつたのか、他の大名家との関係性についても今後も検討していく必要があるだろう。

大名通行時の本陣内部の動向や、本陣当主の負担などについて追求していくことは今後の課題としたい。

## 註

(1) 丸山雍成『參勤交代』(吉川弘文館、二〇〇七年)、根岸茂夫『大名列解剖する江戸の人材派遣』(吉川弘文館、二〇〇九年)など。

(2) 忠田敏男『參勤交代道中記—加賀藩史料を読む—』(平凡社、一九九三年、のち平凡社ライブラリー、二〇〇三年)、同『加賀百万石と中山道の旅』(新人物往来社、二〇〇七年)、久住祐一郎『三河吉田藩・お国入り道中記』(集英社インターナショナル、二〇一九年)。

(3) 大島延次郎『本陣の研究』(吉川弘文館、一九五五年)、丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究一・二』(吉川弘文館、一九七五年)など。

(4) 池田真由美「本陣史料の基礎的研究—四日市宿清水本陣の休泊関連史料を中心にして」(大石学監修、太田尚宏・佐藤宏之編『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』岩田書院、二〇〇一年)、渡辺和敏『東海道交通施設と幕藩制社会』(岩田書院、二〇〇五年)。

(5) 宮川充史「参勤交代における渡河と御馳走船—美濃路起渡船場を事例に—」(『地方史研究』第四一九号、二〇一三年)、久住祐一郎「東海道二川宿における商家の経営と地域金融」(地方史研究協議会編『三河—交流からみる地域形成とその変容—』雄山閣、二〇一六年)。

(6) 渡辺和敏「東海道二川宿の本陣宿帳」(『近世史纂』第四号、二〇〇九年)、佐藤宏之「四日市宿清水本陣休泊帳の概要と分析」(前掲『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』)、丹治健蔵「近世東国の人馬繼立」(岩田書院、二〇一八年)、

拙稿「加賀前田家の中山道通行と上州安中宿の対応」(加能地域史研究会・群馬歴史民俗研究会編『地域・交流・暮らし 加賀・能登、そして上州』岩田書院、二〇一八年)など。

(7) 宮川充史「美濃路起宿加藤本陣家の経営形態」(『交通史研究』第九八号、二〇一二年)。

(8) 特に断らない限り本庄市史編集室『本庄市史 通史編Ⅱ』(本庄市、一九八九年)四七一頁～六四一頁に拠る。

(9) 柴崎起三雄「英甫 本庄駅御本陣田村作兵衛事」(『本庄市史拾遺』第二十一号、一九八八年)。

(10) 「田村本陣休泊控帳」は個人蔵。本稿では長谷川勇編『中山道本庄宿 田村本陣休泊控帳』(さきたま出版会、二〇〇七年)を用いる。引用にあたっては、〇年〇月〇日条(『休泊控帳』〇頁)と記載する。なお『中山道本庄宿 田村本陣休泊控帳』は壱・弐・參・肆の全四冊で、頁数は四巻合わせて通巻になつてゐる。概要については同書の長谷川氏の解説と同氏「Ⅲ 田村本陣と本陣

文書の概要」(本庄市教育委員会文化財保護課『本庄市の鎌倉街道と中山道—ほんじょうの古道と歴史—』、二〇一三年)に拠る。また長谷川氏は「田村本陣休泊控帳から」(『児玉町の文化財』創刊号、二〇一五年)でも『休泊控帳』の中から大名の湯治利用などの分析を行つてゐる。

(11) 前掲『休泊控帳 壱』解説。

(12) 「諸家様御休泊早引帳」(個人蔵)。『本庄市史料 第八卷 本庄 内田家文書』(本庄市教育委員会、一九七三年)に全文翻刻が収録。本稿でも同書を用いる。

(13) 前掲『休泊控帳 壱』解説。

(14) 元禄九年五月十七日条(『休泊控帳 壱』五十五頁)。

(15) 明暦二年五月十日条(『休泊控帳 壱』九頁)に「毛利日向守様 御休」とある。

(16) 元禄十二年四月十九日条(『休泊控帳 壱』六〇頁)。

(17) 元禄十一年七月条(『休泊控帳 壱』五十八頁)。

(18) 前掲『本庄市史 通史編Ⅱ』五二一五頁。例えば、元禄十二年九月三日条(『休泊控帳 壱』六十二頁)や同年五月二十日条(『休泊控帳 壱』六十三頁)などにも内田家への宿泊が確認できる。

(19) 文政六年七月五日条(『休泊控帳 肆』一一〇一頁)。

(20) この際の井伊家からの覚書が【史料四】の後に以下のように挿入されている。

「 文政六年七月

井伊右京亮様御役所より被下置候御書付壹通

覚

一今度右京亮殿入部ニ付、止宿之儀、兼而願之趣茂有之候得共、所故有之内田七左衛門方へ申達候處其元再応之願ニ付、來夏參府之節者其元方江止宿有之、以來七左衛門と代々被致止宿候間、申合差支無之様御取斗可有之候

以上

前沢彦八

小熊小八郎

金居彦助

田村左惣次殿

（本文）

」

「 牧野山城守内  
印鑑 ㊞ 秋保九兵衛 」

田村左惣治

」

（34）前掲「諸家様御休泊早引帳」一〇四頁。

- (21) 文政七年五月二十三日条（『休泊控帳 肆』一〇七頁）。
- (22) 具体的な範囲の分析については今後の課題としたい。
- (23) 文政五年七月十六日条（『休泊控帳 肆』一〇九五頁）。
- (24) 安政四年九月二十五日条（『休泊控帳 肆』一四二三頁）。
- (25) 弘化三年閏五月八日条（『休泊控帳 肆』一三〇〇～一三〇一頁）。
- (26) 前掲「諸家様御休泊早引帳」安永三年七月七日条・十一頁。
- (27) 文化十三年三月二十四日条（『休泊控帳 参』一〇四〇～一〇四一頁）。
- (28) 長谷川勇氏も「内田本陣と田村本陣は様々な関わりをもつて、ある時は対立しある時は協力して経営にあたった。」との評価をしている（前掲『休泊控帳 壱』「解説」）。
- (29) 嘉永五年六月十九日条の項の挿入文書（『休泊控帳 肆』一三五八頁）一三五九頁）。
- (30) 明和七年四月二十三日条（『休泊控帳 弐』五六一頁）。
- (31) 嘉永七年五月十一日条（『休泊控帳 肆』一三八一頁）に記載。
- (32) 天保五年六月二十七日条（『休泊控帳 肆』一一八九頁）。
- (33) 挿み込まれていた文書は包紙に入れられた状態である。  
(包紙)

「 牧野山城守様御宿割様」

御印鑑 御渡被遊候

天保五年六月廿六日

御本陣